

府中町魅力発信まち記者設置要綱

(目的)

第1条 府中町（以下「町」という。）の地域資源、イベント等の魅力を最大限に引き出し、「暮らすまち」としての魅力を住民と協働で情報発信していくために、府中町魅力発信まち記者（以下「まち記者」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 まち記者は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 町内の地域資源、イベント等の魅力を自身のSNSなどで発信するとともに、町に情報提供すること。
- (2) 町の依頼に応じて、町内の地域資源、イベント等の取材を行い、写真及び作成した記事を町に提供すること。
- (3) 町が開催する講習会等に参加すること。

(対象者)

第3条 まち記者の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登録日における年齢が満16歳以上である者
- (2) 町内に居住若しくは居住していた者又は通勤、通学する者
- (3) 前条各号に掲げる活動に意欲的に取り組むことができる者

(登録期間)

第4条 まち記者の登録期間は、前条第2項の決定があった日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再登録は妨げないものとする。

(応募及び登録)

第5条 まち記者に登録しようとする者は、次の情報（以下「登録情報」という。）を町が作成する応募フォーマットにより町長に送信しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 年齢区分
- (3) 性別
- (4) 第3条第2号に掲げる要件の該当区分
- (5) メールアドレス

2 町長は、前項の規定によりまち記者登録の応募があったときは、速やかに登録の可否を決定し、その結果を応募者に連絡するものとする。

(収集情報の管理)

第6条 町長は、まち記者から収集した個人情報を府中町個人情報保護条例（平成15年条例第5号）に基づき、適正に取り扱い、及び管理しなければならない。

(登録情報の変更)

第7条 まち記者は、登録情報に変更が生じたときは、速やかにその内容を町長に報告しなければならない。

(費用弁償)

第8条 まち記者が第2条第2号の活動を行ったときは、町長は予算の範囲内で必要な費用を弁償することができる。

(禁止事項)

第9条 まち記者は、次の掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のまち記者又は第三者をひぼうし、又は中傷する行為
- (4) 他のまち記者又は第三者に不当な不利益を与える行為
- (5) この要綱に基づくまち記者制度の運営を妨害する行為
- (6) 第2条に定める活動において、虚偽の情報を提供する行為
- (7) 重複登録及び他人のなりすましその他の不正な手段によるまち記者登録

(8) その他町長が不相当と認める行為
(登録の抹消)

第10条 町長は、まち記者が次の各号のいずれかに該当するときは、まち記者登録を抹消することができる。

- (1) 町長に対し、辞退の申し出があったとき。
- (2) 第3条に定める資格の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前条に定める禁止行為を行ったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が登録抹消の必要があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定によりまち記者登録を抹消したときは、当該モニターに対し、メールで通知する。

3 第1項第3号に該当し、登録を抹消されたまち記者は、再度まち記者登録をすることはできない。

(身分及び責任)

第11条 まち記者は、第1条に掲げる目的達成のため、民間協力者として第2条の活動を行うものであって、特別な身分及び権利を付与されるものではない。

2 まち記者活動に関し、まち記者が自主的に行う行動により生じた事柄についての一切の責任は、まち記者自らが負うものとする。

(まち記者制度の変更、一時中断、中止)

第12条 町長は、本制度の内容の変更並びに本制度の一時中断及び中止について、事前に通知を行った上で、まち記者の承諾を要することなく、行うことができる。

2 前項に定める通知はメールにより行う。この場合においてメールが不到達であっても再通知は行わない。

(事務局)

第13条 まち記者に関する事務は、総務企画部政策企画課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、まち記者に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。